

令和5年9月5日  
生涯学習課

議会の委任による専決処分の報告  
(塀損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和5年7月5日開催の文教常任委員会において、塀損傷事故の発生として報告した事案について、相手方との示談交渉がまとまり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

- (1) 発生日時 令和5年5月29日(月) 午前11時55分頃  
(天気：雨時々曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区喜多見六丁目13番先
- (3) 相手方 乙( ) 在住)
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)生涯学習課職員が展示準備のため、資料保管先に車両で向かっていた際、十字の交差点にさしかかり交差点手前で一旦停止後、交差点に進入し右折したところ、車両の右側面を乙所有の塀に接触し、塀の一部を損傷させた。
- (5) 損傷の程度 甲 人身：なし  
物損：車両右側面擦り傷  
乙 人身：なし  
物損：塀の一部損傷
- (6) 過失割合 甲10割・乙0割

- 3 相手方への損害賠償額 152,900円  
(自動車保険により、全額補填される。)

- 4 専決処分日 令和5年8月7日